

佐倉市小規模宅地隣接地取得支援事業

佐倉市では、敷地増しを促進し、ゆとりある良好な住環境の形成を図るため、小規模の宅地に居住している方が隣接地を購入する費用の一部を補助します。

※補助制度の利用をご検討されている方は事前にご相談ください。
購入費用支払い後に補助金を受けることはできません。

対 象 者	申請者が所有し引き続き 1 年以上居住している敷地面積 135 ㎡未満の住宅の隣接地を購入する方。
対象となる物件	(1) 購入する隣接地は居住する住宅地と 2 m 以上接し、人の往来が可能なものであること (2) 隣接地を購入することで合計 185 ㎡以上の敷地となること (3) 立地適正化計画における居住誘導区域にあること (4) 親族以外から取得した物件であること
交付の条件	(1) 購入後、5 年間は一体の土地として利用すること (2) 土地増し後の土地及び空き家について適切に管理すること (3) 同一世帯に佐倉市税を滞納している世帯員がいないこと (4) 購入費用（取得費）の支払いが完了していないこと
申請に必要なもの	① 補助金交付申請書 ② 隣接地の取得に関する契約書等の写し ③ 同居世帯全員の住民票（コピー不可。取得後 3 か月以内のもの。） ④ 隣接地の登記事項証明書・公図の写し（コピー不可。取得後 3 か月以内のもの。） ⑤ 敷地の位置関係等がわかる書類 ⑥ 位置図 ⑧ その他市長が必要と認める書類 ※委任を受けた方が申請する場合は委任状 （同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。） ※添付書類についてはご相談ください。
補助金額	購入費の 5 分の 1 以内（上限額 30 万円）
募集件数	1 件（30 万円） ※予定
募 集 期 間	令和 7 年 4 月 22 日 ～令和 8 年 2 月 27 日 ※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎043-484-6168（直通）